

令和8年度 岐阜県介護福祉士等修学資金 募集要項

岐阜県社会福祉協議会では、養成施設等※に在学し、介護福祉士または社会福祉士を目指す学生に対し、修学資金の貸付を行うことで福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援します。この貸付金は、卒業後、介護福祉士又は社会福祉士として岐阜県内で5年間介護又は相談援助の対象業務に従事した場合、返還が免除されます。

※「養成施設等」とは…社会福祉士及び介護福祉士法第7条第2号に規定する社会福祉士短期養成施設等、同法第7条第3号に規定する社会福祉士一般養成施設等及び同法第40条第2項第1号から3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設

対象者

養成施設等に入学する方で、次のいずれにも該当する方

- ① 次のいずれかを満たしている方
 - (ア)岐阜県内の養成施設等に入学する方
 - (イ)岐阜県内に住民登録をし、岐阜県外の養成施設等に入学する方

※なお、養成施設等の入学年度以前に岐阜県内に住民登録をしていた方、外国からの留学生等で卒業後に岐阜県の区域内において対象業務に従事する意志があると会長が認める方も対象とします。
- ② 学業成績等が優秀と認められる方
- ③ 卒業後、中核的な介護職員等として就労する意欲があり、介護福祉士等資格取得に向けた向学心があると認められる方
- ④養成施設等卒業後、岐阜県内で介護福祉士等として介護または相談援助等の業務に従事しようとする方

貸付金額

※下記金額を上限として申請することができます。

修学資金(月額) 5万円以内

入学準備金 20万円以内(入学年度)

就職準備金 20万円以内(卒業年度)

国家試験受験対策費用 4万円以内(卒業年度及びその前年度)

※国家試験受験対策費用は介護福祉士養成施設に限る

貸付利子 無利子(ただし返還期限を過ぎると延滞利子が発生します)

募集人数

120名程度

申請手続き

※申請にあたっては、要件を満たす個人または法人の連帯保証人が必要です。

※法人を連帯保証人とする場合は、別途書類が必要となります。詳細につきましては公式 ホームページの「法人連帯保証に係る手続きについて」をご確認ください。

【申請書類の入手方法】岐阜県社会福祉協議会公式 HP からダウンロード

【募集期間】令和8年4月1日(水)～令和8年4月30日(木)必着

【申請方法等】養成施設等入学後、養成施設等を経由して県社協へ提出

- ・介護福祉士等修学資金貸付申請書
- ・成績証明書(最終学歴で出身校が発行するもの)
- ・住民票(原本・本籍地記載・マイナンバー省略)
- ・推薦書(進学する養成施設の長による推薦書)

求職登録について

本貸付の申請にあたっては、岐阜県福祉人材総合支援センターへの求職登録が必要となります。(留学生についてはこの限りではございません。)

申請時に「求職票」※を提出してください。

求職登録をされた方には「月刊求人マガジン」を郵送します。また、希望される方には、事業所見学や面接の日程調整などをいたします。

※「求職票」は岐阜県社会福祉協議会公式 HP からダウンロードできます

貸付金の交付時期

貸付決定した修学資金は毎年4月・10月に分割して交付します。

ただし、貸付1年目については、貸付決定が5月となるため、6月と10月に分割して交付します。

高等教育の修学支援新制度との併用について

高等教育の修学支援新制度(給付型奨学金、多子世帯の無償化等)と併用される場合は、学費等減免額により貸付額の調整を行うため、貸付決定及び貸付金の送金が遅れますので、ご注意ください。

なお、養成施設等は貸付申請時に申請者が高等教育の修学支援新制度を借入中または申請中(今後申請予定の方も含む)かどうかを確認し、該当する場合は、貸付申請書の「他の奨学金等の借入状況」欄に記載してください。

※多子世帯の無償化等により高等教育の修学支援新制度の対象者が増えており、貸付金の送金後に併用を申出される学生が増えています。貸付金送金前に貸付額の調整ができるよう、ご協力をお願いいたします。

不明な点は下記までお問い合わせください

社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会 岐阜県福祉人材総合支援センター

〒500-8385 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館3階

介護福祉士等修学資金担当 TEL : 058-201-2261

ホームページ：検索ワード **岐阜県 介護福祉士等修学資金**